

京都市告示第 415 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	久世水0279号	南区久世築山町37番地地先 同町42番地地先	
2	嵯峨水0581号	右京区嵯峨中山町19番地の 9 地先 同上	

(変更水路等)

整理番号	名 称	旧新別	起 終	点 点
1	上賀茂水0086号	旧	北区上賀茂菖蒲園町34番地地先 同上	
		新	北区上賀茂菖蒲園町34番地地先 同町26番地の14地先	
2	桃山町水0024号	旧	伏見区桃山町西尾33番地の 3 地先 同上	
		新	伏見区桃山町山ノ下98番地地先 同区桃山町西尾33番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)